

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ

- ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
- ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6～16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

※ご利用には、マイナポータルからスマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録が必要です。

令和7年分確定申告から、iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカードの詳細はこちら



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、メニューから選択いただくと、税務職員ふたばが回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

R7.8

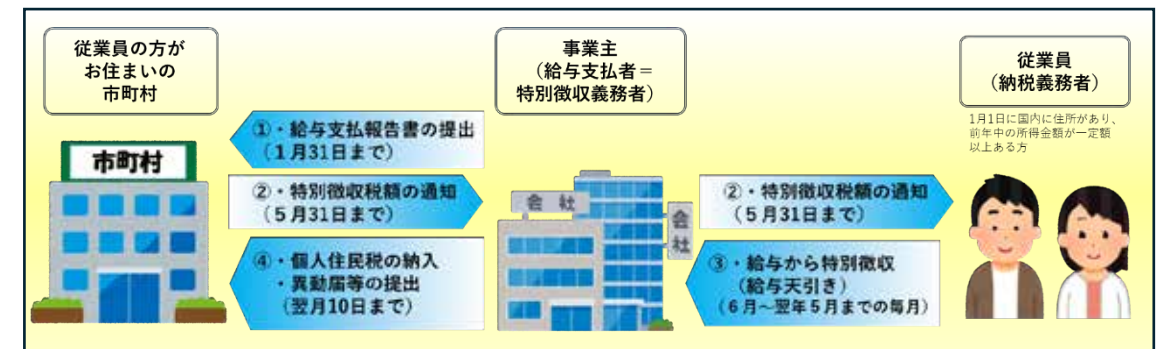
～熊本県からのお願い～

【熊本県と関係市町村からのお知らせです】

個人住民税は特別徴収で納めましょう！

事業所等に勤務されている方の個人住民税(市町村民税+県民税)は、所得税の源泉徴収と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収(天引き)していただき、課税した市町村に納入していただくこと(＝特別徴収)が必要です。(地方税法第 321 条の4)
皆様のご協力をお願いいたします！

☆ 個人住民税特別徴収制度の概要 ☆



また、個人住民税が適正に徴収できるよう、退職される従業員とご相談いただくなど、一括徴収へのご協力をお願いいたします。(特に、雇用される外国人従業員が退職、出国される場合)

6月～12月に退職(出国)する場合

従業員(納税義務者)の退職後は普通徴収に切り替わりますが、従業員からの申し出があれば、特別徴収による一括徴収ができます。
退職される従業員に説明いただき、可能な限り一括徴収での納入にご協力ください。

1月～5月に退職(出国)する場合

特別徴収する事業主が一括徴収し、納入いただく必要があります。
※5月末頃に税額が通知され、6月以降に納税が開始される場合には、外国人従業員と協議の上、納税管理人の選任や、予納の手続きなどについてもご協力をお願いします。

【参考】

● 納税管理人による納税の仕組み
(地方税法第 300 条)



● 予納(地方税法第 17 条の3)
納税通知書が発送される前に税額を計算し、出国前にあらかじめ納めていただくもの。

より詳しい内容は、右のQRコードから熊本県のHPをご確認ください。



課税についてご不明な点は、従業員がお住いの市町村にご連絡ください。

○山鹿市にお住い 山鹿市税務課 0968-43-1120

○熊本市にお住い 熊本市市民税課 096-328-2183

※上記以外にお住いの場合は、左のQRコードをご確認ください。

【本記事のお問い合わせ先】

熊本県北広域本部収税課 TEL 0968-25-4117